あれから20年・・~贈与税の配偶者控除~

あれから 40 年・・というお馴染みのフレーズがありますね。今回は、20年間我慢した連れ添った夫婦だけの特典である贈与税の配偶者控除という制度を見ていきましょう。

(1)どんな制度?

婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又はこれらを取得するための金銭の贈与を受けた場合には、その贈与税の課税価格から2,000万円を配偶者控除額として控除することができる制度です。

これに贈与税の基礎控除を合わせると、2.110万円まで贈与税がかからずに贈与することができます。

(2)配偶者控除を受ける為の要件

婚姻期間が20年以上であること

婚姻の届出のあった日から贈与の日までの期間で計算します。一緒に暮らしていても 入籍していない内縁の期間は婚姻期間に含まれません。



また、配偶者控除は同一の配偶者につき一生に一度だけの適用となりますが、配偶者が変われば再度適用を受けることは可能です。この場合は本当に「あれから 40 年・・」という壮大な話になりますが・・。居住用不動産又は居住用不動産取得のための金銭の贈与であること

まず、贈与財産が不動産の場合です。対象財産は国内にある土地(借地権を含みます)又は家屋に限られます。そして贈与を受けた人は、贈与を受けた年の翌年3月15日までに自分の居住用として使用し、かつ、その後も引き続き住み続けることが要件となります。なお、土地と家屋はセットで贈与してもらう必要はなく、いずれか一方のみでもこの規定の適用を受けることができます。

次に、贈与財産が金銭の場合です。この場合は、その金銭をもって翌年3月15日までに居住用不動産 を取得し、かつ住み続ける見込みであればよいことになります。

つまり、20年以上住み続けた不動産のみが対象とされているということではありません。

申告書を提出すること

この規定により贈与税額がかからないこととなる場合でも、婚姻期間を証明するための 戸籍等必要書類を添付して、贈与税の申告書を提出しなければなりません。



(3)生前贈与加算(相続税)との関係

通常、相続開始前3年以内に被相続人から贈与により取得した財産は相続税の課税価格に加算されますが(NO.20参照)、この配偶者控除の適用を受けた財産については、その適用を受けた金額を控除した金額を加算すればよいことになります(つまり財産の価額が2,000万円以下であれば、加算する金額がないということです)。

(4)家屋より土地の方が節税効果大?

相続税を節税するために財産を贈与する場合を考えてみましょう。この場合、今後価値が下がる家屋よりもこの先価値が上がるかもしれない土地の方が、節税効果は期待できそうです。

(5)思わぬ負担も・・

たとえ贈与税はかからなくても、不動産移転登記に伴う登録免許税や不動産取得税はかかります。また、登記を依頼する場合には相応の報酬を支払わなければならないので、その点も検討する必要があります。

2 0 年我慢すれば贈与税がゼロ。更に 2 0 年我慢した頃にはかつての面影もゼロ。謹んでお喜び申し上げます!